

総務常任委員会

平成29年3月16日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

| | | |
|--------|-------|-------|
| ◎嶋田 善行 | ○坂口 徹 | 宮崎 和彦 |
| 小林 誠 | 伴 吉晴 | 木澤 正男 |
| 中西 議長 | | |

2. 理事者出席者

| | | | |
|-----------|-------|-------------|-------|
| 町 長 | 小城 利重 | 副 町 長 | 池田 善紀 |
| 教 育 長 | 清水 建也 | 総 務 部 長 | 植村 俊彦 |
| 総 務 課 長 | 加藤 惠三 | 同 参 事 | 谷口 智子 |
| 同 課 長 補 佐 | 仲村 佳真 | 同 課 長 補 佐 | 大野 彰彦 |
| まちづくり政策課長 | 安藤 容子 | 同 課 長 補 佐 | 福田 善行 |
| 同 課 長 補 佐 | 曾谷 博一 | 財 政 課 長 | 福居 哲也 |
| 同 係 長 | 関元 佑治 | 同 係 長 | 柳井孝一朗 |
| 税 務 課 長 | 本庄 徳光 | 同 課 長 補 佐 | 木村 隆幸 |
| 会 計 管 理 者 | 藤川 岳志 | 監 査 委 員 書 記 | 山崎 篤 |
| 教委総務課長 | 安藤 晴康 | 同 課 長 補 佐 | 岡村 智生 |
| 生涯学習課長 | 真弓 啓 | 同 課 長 補 佐 | 平田 政彦 |

3. 会議の書記

| | | | |
|--------|-------|-------|-------|
| 議会事務局長 | 黒崎 益範 | 同 係 長 | 大塚 美季 |
|--------|-------|-------|-------|

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 木澤委員、坂口委員

委員長

おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

なお、小林委員からは少し遅れるとの報告を受けております。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、木澤委員、坂口委員のお2人を指名いたします。お2人にはよろしく願いをいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案、（1）議案第2号 斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 加藤総務課長。

総務課長

おはようございます。

それでは、議案第2号 斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

初めに、議案書を朗読をさせていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

議案書末尾、斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する

条例の一部を改正する条例（要旨）をごらんいただきたいと思います。

今回の条例改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が改正され、本条例におきまして本法の規定を引用する条項について、号番号の繰り下げがありましたことから、その条文の整理を行うものでございます。施行期日は、改正番号法が施行される平成29年5月30日から施行するものでございます。

以上、議案第2号 斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしく願いをいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
ございませんか。

（ な し ）

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（2）議案第3号 斑鳩町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 加藤総務課長。

総務課長 それでは、議案第3号 斑鳩町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長

本議案の内容につきましても、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、条例改正文等の朗読は省略をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

議案書の末尾、斑鳩町個人情報保護条例の一部を改正する条例(要旨)をごらんいただきたいと思います。

今回の条例改正につきましては、さきの議案と同様に、いわゆる番号法が改正され、本条例において本法の規定を引用する条項につきまして、条番号の繰り下げがあったことから、その条文の整理とその他文言の整理を行うものでございます。施行期日は、改正番号法が施行されます平成29年5月30日から施行するものでございます。

以上、議案第3号 斑鳩町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしく願いをいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
ございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第3号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（３）議案第４号 斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 加藤総務課長。

総務課長

それでは、議案第４号 斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申しあげます。

初めに、議案書を朗読をさせていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務課長

本議案の内容につきましても、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、条例改正文等の朗読は省略をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

議案書末尾、斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（要旨）をごらんいただきたいと思えます。

今回の条例改正につきましては、平成２８年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告が平成２８年８月８日に行われ、育児休業、介護休暇等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されたことに伴い、この改正内容に準じて所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、（１）介護休暇の分割取得として、介護休暇を請求できる期間を３回まで分割して取得可能といたします。これは、現行、連続する６月を超えない期間内において１回のみ取得できる休暇制度につきまして、今回の改正により、通算して６月を超えない範囲内で、３回まで分割して取得できることとするものでございます。

次に、（２）介護時間制度の新設といたしまして、連続する３年の期間内において、１日につき２時間を超えない範囲内で勤務しないことができる制度を新設するものでございます。

施行期日は、平成２９年４月１日から施行し、経過措置として、施行日前に介護休暇の承認を受けている職員について、施行日に介護休暇の連続する６月の期間内にある職員につきましては、残余の期間を施行日後において分割して取得できるように行うものでございます。

以上、議案第4号 斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 これまで6か月以内で1回だったのが3回になったということですが、下のほうでは、1日につき2時間を超えない範囲でっていうことですが、これ、回数はあるんですけど、実際にとったときに、実際に何時間、何日休むとか、そういう状況っていうんですかね、がよくわからないんですけども、1回につき何日以内とか、そういうのはないんですか。

総務課長 基本的にはそういった制約はございませんけれども、介護休暇で申しますと、その要介護する状態が2週間以上続く場合という規定がございますので、そういった観点から言いますと、ある程度の長期間休まれるのが一般的なことかなというふうに思います。

それと、介護時間の関係につきましては、30分単位で1日2時間以内ということで取得できますので、介護休暇と介護時間を重複してとることはできませんけれども、そのあたりは、在宅介護とか、施設介護とか、そういった状況に応じて使い分けをしていく制度というふうになっております。

木澤委員 これまで、以前は1回でしたけども、それを使って、この制度使われた方っていうのは、実績はあるんですか。

総務課長 この介護休暇制度についての実績はございません。

木澤委員 制度ができて、こういうふうになるのはいいと思うんです。ただ、今の体制の中で実際にとれるのかっていうと、人員的に言って厳しい面が

あるのかなと思いますけども、きっちり使っていただけるように、その辺についても、今後、検討していただきたいと思います。

加藤課長 今回のこの介護休暇につきましては、仕事と家庭の両立を支援するための制度でございますので、そういった観点から、職員周知も含めまして、十分配慮していきたいというふうに考えております

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4) 議案第6号 斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 本庄税務課長。

税務課長 それでは、議案第6号 斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例につきまして、説明をいたします。

初めに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

税務課長 恐れ入りますが、議案書の末尾から2枚目、条例要旨をごらんいただけますでしょうか。

今般、消費税率8%から10%への引き上げ時期につきまして、平成29年4月1日から平成31年10月1日に2年6か月の延期が決定されたところであります。

今回の町税条例等の一部改正は、地方税法等の一部を改正する等の法律、平成28年法律第13号でございますが、こちらによる平成28年度の地方税制の改正内容のうち消費税率の引き上げ時にあわせて適用することとされていたもの、また、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律、こちら、平成28年法律第86号でございます。これによる消費税率引き上げ時期の延期に伴う税制上の措置等の見直しに関するもの等につきまして、所要の改正を行うものでございます。

それでは、主な改正内容につきまして、要旨をもって説明をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

初めに、1. 斑鳩町町税条例の一部改正（第1条関係）でございます。改正条例第1条関係は、消費税率引き上げ時期が延期されたことに伴います税制上の措置の見直し等に関する改正でございます。

まず、（1）住宅ローン控除の適用期限の延長でございます。個人町民税に係ります住宅ローン控除の入居対象期限を、平成31年6月30日から平成33年12月31日に2年6か月延長するものでございます。施行期日は、公布の日でございます。

次に、（2）軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の1年延長でございます。平成28年度に新規登録として平成28年4月1日から平成29年3月31日に初回車両番号指定された一定の環境性能を有する軽自動車につきまして、軽自動車税のグリーン化特例の適用を受けられるよう、現行の措置を1年間延長するものでございます。施行期日は平成29年4月1日とし、平成29年度分の軽自動車税について適用をしております。なお、本特例措置によります軽減額につきましては、平成29年度予算では、調定額ベースで77万1,000円の減収を見込んでおるところでございます。

また、（3）として、その他条文整理等所要の改正を行ってまいりま

す。

続きまして、2番目の斑鳩町町税条例の一部改正（第2条関係）でございます。改正条例第2条関係につきましては、平成28年度の税制改正の内容のうち、消費税率の引き上げ時期にあわせて適用することとされていたものでございまして、施行期日を平成31年10月1日として、今回、改正をさせていただくものでございます。

初めに、（1）法人町民税の関係でございます。地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るための法人住民税の地方交付税原資化をさらに進めるため、消費税10%の段階において、法人町民税法人税割の税率につきまして、現行9.7%の税率を6.0%に引き下げるものでございます。

裏面にお移りいただきまして、参考をごらんいただきたいと思います。

平成26年度の税制改正では、消費税率8%の段階におきまして、市町村分で2.6%、道府県分で1.8%、合わせて4.4%の法人住民税の法人税割の標準税率の引き下げを行いまして、地方交付税原資化が行われたところでございます。今回はさらに、市町村民税法人税割の標準税率について、9.7%から6.0%に3.7%の引き下げ、また、道府県民税法人税割につきましては、3.2%から1.0%に2.2%の引き下げを行いまして、合計5.9%の引き下げとなります分を、国税として、地方法人税の税率を4.4%から10.3%引き上げることにより、その税込額を地方交付税の原資とするものでございます。

本改正の施行期日は平成31年10月1日とし、同日以後に開始する事業年度分から適用するものでございます。

本改正による町税への影響額の見込みでございます。平成28年度予算の法人税割の調定見込額2,880万ベースで試算いたしますと、約1,100万円の減収となるところでございます。

続きまして、（2）軽自動車税の関係でございます。平成31年10月の消費税率10%への引き上げ時に、自動車取得税を廃止し、軽自動車税に環境性能割を創設するものでございます。この環境性能割の創設に伴いまして、現行の軽自動車税を軽自動車税の種別割とし、また、環境性能割の徴収につきましては、当分の間、県が徴収し、その徴収取扱

費を町から県に対して交付することといたします。なお、県への徴収取扱費でございますが、町に払い込まれました環境性能割額の5%相当額、及び、個人県民税に対する徴収取扱費の算定と同様に、県が歳出予算から支出した還付金相当額について、町から県に支払いをしてまいります。

それでは、環境性能割につきまして、お示しさせていただいております表によりまして、具体的に説明をさせていただきます。

まず、環境性能割の課税対象は、軽自動車のうち3輪以上のもの、納税義務者は、当該軽自動車を取得された方でございます。課税標準は軽自動車の取得価額で、免税点は50万円、また、徴収の方法は、申告納付でございます。

続いて、環境性能割の税率でございます。環境性能割の税率は、排出ガス基準及び燃費性能の基準に対する達成状況、乗用車と貨物車、また、自家用と営業用の別等により税率を定めております。

まず、電気自動車及び天然ガス自動車は、環境性能割は非課税でございます。それ以外の軽自動車につきましては、平成17年排出ガス基準75%達成車につきまして、まず、区分①として、平成32年度燃費基準プラス10%達成の乗用車及び平成27年度燃費基準プラス20%達成の貨物車につきましては、同じく非課税でございます。次に、区分②といたしまして、平成32年度燃費基準達成の乗用車、平成27年度燃費基準プラス15%達成の貨物車につきましては、自家用車が1.0%、営業用車が0.5%、また、区分③として、平成27年度燃費基準プラス10%の乗用車及び貨物車につきましては、自家用車が2.0%、営業用車は1.0%でございます。これら以外の軽自動車につきましては、税率は2.0%でございます。

本改正等によります町税等への影響額でございます。軽自動車税の環境性能割の創設による影響額につきましては、国の試算による見込額等から、約260万円の税収を見込んでいるところでございます。

また、あわせまして、県においては自動車取得税が廃止され、新たに自動車税の環境性能割が創設されます。これによりまして、市町村への交付金も、自動車取得税交付金から自動車税の環境性能割交付金となるところでございます。

この新たな交付金の交付率につきましては、軽自動車税環境性能割の創設によりまして、自動車取得税交付金、現行70%から65%に引き下げられることとなっており、平成27年度の自動車取得税交付金の決算額1,309万円のベースで試算いたしますと、約94万円の交付金としての減収となるところでございます。

次ページにお移りいただきまして、本改正の施行期日でございます。施行期日は平成31年10月1日とし、同日以後に取得された軽自動車から適用をしております。

また、(3)といたしまして、その他条文整理等所要の改正を行ってまいります。

続きまして、改正条例第3条関係の斑鳩町町税条例の一部を改正する条例、こちら、平成26年9月斑鳩町条例第12号の一部改正、また、第4条関係の斑鳩町町税条例の一部を改正する条例(平成27年12月斑鳩町条例第39号)の一部改正につきましては、それぞれ改正条例の付則に定めます経過措置の規定につきまして、今回の第2条関係による町税条例の改正に伴い、引用箇所の条文整理等、所要の改正を行わせてもらうものでございます。施行期日は、両改正内容とも、平成31年10月1日でございます。

以上が、主な改正内容でございます。なお、条例本文、新旧対照表の朗読につきましては省略をさせていただきたいと思っておりますので、ご了承賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上、議案第6号 斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。委員皆さま方には、何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 この住宅ローン控除とか、軽自動車のグリーン特例ですね、延長されるのは、住民負担の低減にはなるのでいいんですけども、これ、前お聞きしたときは、減収分は国が補填してくれてはったかなと思うんですけど

ども、それについては、どうなんですか。

税務課長　　まず、住宅ローン控除の関係につきましても、税源移譲の関係時から、全額国のほうで負担をしていただいております。また、軽自動車税のグリーン化特例の関係につきましても、基準財政収入額のほうが当然その分減りますので、交付税として算入をされて、町のほうに、補填といえますか、交付税として交付されておるといところでございます。

木澤委員　　わかりました。

あと、2のほうですね、これも、時期が先に延びるっていうことですが、けども、以前に、地方間の財力格差の縮小を図るっていうことで、たしか悪いものではなかったかなというふうには思ったんですけども、交付税の原資化をされてきちっと担保されるものなのかなという不安があるんですけども。せやから、交付税化されて、交付税の総額自体が減ったから市町村にくる割合が減ってしまうっていうことで、結局マイナスになってしまうってことにならないのかなっていう心配をするんですけども、そこはどうなんですかね。

税務課長　　委員さんのほうご心配いただいておりますように、当然、法人町民税として減収になりますので、その分は、先ほどと同じように、地方交付税のほうで、当然、まず、見ていただくことになります。実際のところはですね、地方交付税の不交付団体分、この分が交付税の各地方への配分として、原資として残ってまいりますので、その分を、平成28年度でございましたら、まち・ひと・しごと創生事業費、こちらの基準財政需要額のほうに歳出として上乗せをして、その分を、不交付団体の減収分をその分に充てるというような形で各市町村には配分されているということ認識をさせていただいているところでございます。

委員長　　ほかにございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第6号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5) 議案第8号 平成28年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 福居財政課長。

財政課長

それでは、議案第8号 平成28年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

財政課長

それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。補正予算書の9ページをお開きいただけますでしょうか。

初めに、第1款 町税、第2項 固定資産税では、償却資産の申告及び収納率が当初見込みを上回ることなどから、1,430万円の増額をお願いするものであります。

第4項 たばこ税では、販売本数が当初見込みを上回ることから、670万円の増額をお願いするものであります。

第5項 都市計画税では、収納率が当初見込みを上回ることなどから、130万円の増額をお願いするものであります。

次に、第4款 配当割交付金では、その原資となる配当割県民税が減収となる見込みであることから、2,460万円の減額をお願いするも

のであります。

10ページをお開きいただけますでしょうか。

第5款 株式等譲渡所得割交付金では、その原資となる株式等譲渡所得割県民税が減収となる見込みであることから、3,210万円の減額をお願いするものであります。

次に、第6款 地方消費税交付金では、決算見込みが当初見込みを上回ることから、6,410万円の増額をお願いするものであります。

次に、第14款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負担金で、国民健康保険に係る保険基盤安定負担金について交付決定がされたことにより、34万3,000円の増額をお願いするものであります。

11ページにお移りいただきまして、第2項 国庫補助金では、第4目 商工費国庫補助金で、街なみ環境整備事業補助金において、交付決定額が国への要望額を下回ったことから、1,317万1,000円の減額をお願いするものであります。

第6目 教育費国庫補助金では、斑鳩東小学校照明設備LED化工事について交付金が交付される見込みであることから、学校施設環境改善交付金1,000万円の増額をお願いするものであります。

次に、第15款 県支出金、第1項 県負担金では、第2目 民生費県負担金で、国民健康保険に係る保険基盤安定負担金において、民生費国庫負担金と同様の理由により124万8,000円の減額、後期高齢者医療に係る保険基盤安定負担金について、交付決定がされたことにより204万8,000円の減額となっております。

次に、第16款 財産収入、第1項 財産運用収入では、第1目 財産貸付収入で、土地開発基金用地の土地貸付収入18万4,000円の増額をお願いするものであります。

12ページをお開きいただけますでしょうか。

第2項 財産売払収入では、第1目 不動産売払収入で、阿波2丁目地内の町有地の一部を隣接する土地所有者に売却したことから、425万円の増額をお願いするものであります。

次に、第17款 寄附金、第1項 寄附金では、第1目 寄附金で、

ふるさと納税の申し込みが前回補正させていただいた額をさらに上回ることから、第1節 教育費寄附金115万円、第2節 福祉費寄附金155万円、第3節 都市計画費寄附金72万円、第5節 農林水産業費寄附金5万円、第6節 衛生費寄附金1万円、第7節 商工費寄附金2万円の合わせて350万円の増額をお願いするものであります。

次に、第20款 諸収入、第5項 雑入では、第5目 雑入で、鳥取県中部地震で被災した北栄町への職員派遣費用について、北栄町より費用負担の申し出があったことから、138万9,000円の増額をお願いするものであります。

13ページにお移りいただきまして、第21款 町債、第1項 町債では、第1目 土木債で、道路橋りょう環境整備事業債において、米壽橋補修工事に係る費用が増加したことなどから、その財源措置として210万円の増額をお願いするものです。

第3目 教育債では、学校教育施設等整備事業債で、斑鳩東小学校照明設備LED化工事の財源措置として、2,000万円の増額をお願いするものです。

以上が、歳入の補正内容であります。

14ページにお移りいただけますでしょうか。続きまして、歳出予算の補正についてであります。本補正予算では、本年2月に実施した人事異動に伴う人件費の補正を、関係費目において計上させていただいております。

初めに、第2款 総務費、第1項 総務管理費では、第1目 一般管理費で、人件費の補正と、第19節 負担金補助及び交付金の職員の退職に伴う職員退職手当負担金を合わせまして、2,085万7,000円の増額をお願いするものであります。

第3目 財政管理費では、歳入で申しあげたふるさと納税額の増額に伴う報償費122万5,000円の増額をお願いするものであります。

第5目 財産管理費では、土地開発基金用地の土地貸付収入を土地開発基金に積み立てすることから、土地開発基金繰出金18万4,000円の増額をお願いするものであります。

第12目 鳥取県中部地震災害支援対策費では、歳入で申しあげた北

栄町からの費用負担金138万9,000円の財源振替をお願いしております。

次に、15ページにかけての第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第1目 社会福祉総務費の第28節 繰出金で、国民健康保険事業特別会計における保険基盤安定繰出金等の確定により、373万円の増額をお願いするものであります。

第11目 後期高齢者医療費では、第28節 繰出金で、後期高齢者医療特別会計における保険基盤安定負担金繰出金の確定により、273万円の減額をお願いするものであります。

次に、第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費及び第2目 保育園費で、次世代育成の充実にいただいたご寄附、合わせて129万円の財源振替をお願いしております。

16ページをお開きいただきまして、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、第4目 健康増進事業費で、健康づくりの推進にいただいたご寄附26万円の財源振替をお願いしております。

第7目 環境対策費で、犬や猫等動物保護の推進にいただいたご寄附1万円の財源振替をお願いしております。

次に、第5款 農林水産業費、第1項 農業費では、第4目 土地改良事業費の第19節 負担金補助及び交付金で、県営事業のいかるが溜池環境整備事業において、国庫補助の追加割り当てにより全体事業費が増加したことから、その負担金として、562万3,000円の増額をお願いするものであります。

第8目 遊休農地解消総合対策事業費で、農業支援等にいただいたご寄附5万円の財源振替をお願いしております。

17ページにお移りいただきまして、

第6款 商工費、第1項 商工費では、第2目 商工業振興費で、商業振興等にいただいたご寄附2万円の財源振替をお願いしております。

第5目 歴史街道ネットワーク事業費では、第19節 負担金補助及び交付金で、まちなか観光景観形成事業補助金について、歳入で申しあげた国庫補助金の減額により、補助対象外となる事業の執行を取りやめることとしたため、2,134万2,000円の減額をお願いするもの

であります。

次に、第7款 土木費、第2項 道路橋りょう費では、第1目 道路維持費と第3目 橋りょう維持費で、歳入で申しあげた舗装補修工事と米壽橋補修工事に充当する町債が増加したことから、合わせて210万円の財源振替をお願いしております。

18ページをお開きいただきまして、第4項 都市計画費では、第2目 公共下水道費の第28節 繰出金で、公共下水道事業特別会計における人件費の減額、また、流域下水道事業市町村負担金が増額となったことから、合わせまして124万2,000円の減額をお願いするものであります。

第7目 景観保全対策事業費では、第13節 委託料で、街なみ環境整備事業として、法隆寺門前の町道202号線及び204号線の無電柱化について、国の第7期無電柱化整備計画の対象路線として合意形成に至っておらず、今年度の事業執行を取りやめることとしたため、500万円の減額をお願いするものであります。なお、本事業につきましては、あわせて、次年度分の債務負担行為廃止の予算補正もお願いしております。また、自然環境の保全と活用等にいただいたご寄附72万円の財源振替をお願いしております。

次に、第9款 教育費、第1項 教育総務費では、第2目 事務局費で、人件費の補正をお願いしております。

19ページにお移りいただきまして、第2項 小学校費、第1目 学校管理費では、第15節 工事請負費で、歳入で申しあげた斑鳩東小学校照明設備LED化工事に要する費用3,000万円の増額をお願いするものであります。なお、本事業につきましては、繰越明許費の予算補正もお願いしております。

第2目 教育振興費では、子どもの教育充実にいただいたご寄附1万円の財源振替をお願いしております。

次に、第5項 社会教育費では、第4目 文化財保存費の第25節 積立金で、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金への積立金109万円の増額をお願いするものであります。

次に、第6項 保健体育費では、第1目 保健体育総務費で、スポー

ツ振興にいただいたご寄附5万円の財源振替をお願いしております。

20ページをお開きいただきまして、第12款 予備費では、今回の補正から生じた財源2,261万6,000円の留保をお願いしております。

恐れ入りますが、5ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表 繰越明許費補正についてであります。本年度会計において予算の支出を見込めない事業がありますことから、第2款 総務費、第3項 戸籍住民基本台帳費で、住民基本台帳ネットワーク運用事業として215万1,000円、第9款 教育費、第2項 小学校費で、小学校照明設備LED化事業として3,000万円、合わせて3,215万1,000円を追加する予算措置をお願いしております。

6ページをお開きいただけますでしょうか。

第3表 債務負担行為補正についてであります。歳出で申しあげましたとおり、法隆寺門前周辺地域の無電柱化設計業務委託契約につきましては、2か年事業として、平成29年度の債務負担行為を設定しておりましたが、事業着手できないことから、その廃止をお願いしております。

次に、第4表 地方債補正についてであります。歳入で申しあげましたとおり、道路橋りょう環境整備事業に係る地方債の限度額を2,180万円から2,390万円に、学校教育施設等整備事業に係る地方債の限度額を1,650万円から3,650万円に、それぞれ変更する予算補正をお願いするものであります。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算総則を朗読させていただきます。

(予算総則朗読)

財政課長 以上で、議案第8号 平成28年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)につきましてのご説明とさせていただきます。ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますよう、お願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 9ページの歳入のところなんですけども、ちょっとごめんなさい、聞き逃したので教えてほしいんですけども、固定資産税の増の理由って何でした。

委員長 本庄税務課長。

税務課長 固定資産税の増の理由なんですけれども、償却資産に係ります課税額の増、それと、徴収率のほうが当初見込みを上回るということで、これを現在増額の補正をお願いしているところでございます。

木澤委員 わかりました。

あとですね、ふるさと納税が思っていた以上によろしくなっているというふうに説明してくれてはったんですけども、前にだから、ホームページでいろいろアップしていただいて、そのときもふえたということで、その後もふえているということなんですけども、この傾向っていうんですかね、取り組みのあれ、もう少し詳しく教えてほしいなと思うんですけども。

委員長 福居財政課長。

財政課長 ふるさと納税につきましては、今年度の6月から、ホームページのほうで直接申し込みができて、さらにクレジット納付ができるという、ふるさと納税ポータルサイトの活用を始めております。

あわせて、ふるさと納税お礼の品をですね、かなり各市町村充実されておられますので、それに合わせるような形で、町内の事業者にも公募しまして追加いたし、あわせて、交流都市の松山市ですとか、友好都市の飯島町ですとか、そちらの市内、町内の事業者にもお願いしまして、そちらの物産も追加させていただきまして、かなりお礼の品の内容を充実させていただいたと。そのようなことから、今年度、増加したものと考えているところでございます。以上でございます。

木澤委員 わかりました。

あと、ごめんなさい、きのうちちょっと厚生委員会聞いていてわからなかったんですけども、5ページのところの住民基本台帳ネットワーク運用事業の繰り越しの理由ですね、ごめんなさい、教えてもらえますか。

財政課長 住民基本台帳ネットワーク運用事業につきましては、これは、個人番号カードの発行に係る、地方公共団体システム機構ですかね、J-LISっていうところに依頼して発行していただいているんですけども、そちらに対する負担金がですね、恐らく全国的に処理が間に合っていないくて、遅れ気味であって、それが、去年、27から28も繰り越しているんですけども、同様に28から29へも、このぐらいの額を繰り越すするというようなことで、通知来まして、その分の金額を繰越明許費としてあげさせてもらっているところでございます。

委員長 ほかにございませんか。 小林委員。

小林委員 17ページのまちなか観光景観形成事業補助金についてなんですけれども、国庫補助とならなかった事業の追加でということでご答弁いただきましたけれども、どういうふうな内容で国庫補助対象とならなかったのか、もうちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

委員長 池田副町長。

副町長 内容といいますと、きのうの建設水道常任委員会にもお答えさせていただいたんですけども、国庫の補助申請します。それで、そのうちの、採択いうのがあります。国は100%採択しないです。60%、例えばもう国の予算がありますので、多くの申請、全国から上がってきますので、例えばもう、この関係でしたら60%、大体、道路関係とかは、国、国交省、60%ほど交付決定されましたので。斑鳩町も、約60%を交付決定なったということです。事業が悪くて採択じゃなくって、国全体

の予算見る中で、60%の決定をされたということでございます。

委員長 ほかにございませんか。 伴委員。

伴委員 6ページの上の、この法隆寺の門前の電柱、無電柱化ですね、その備考欄には、「国の方向性が示されておらず、電線事業者との合意形成に至っていない」、ちょっとこの内容がようわかりませんねけど、もうちょっと詳しくお願いしますわ。

副町長 電線地中化について、国は、全国の計画ある中で、日本全国で第7期の無電柱化として、この道路、この道路、この道路をやっということについて計画をするわけです。それで、その計画するについては、当然、電気事業者が非常に多くかかわってきます。こちらでしたら、関電が大きいですわね。それで、そこら等について、全然まだ進んで、話が出ていないということで、その話が進んでいないところで、斑鳩町のこの分について国庫補助をつけて調査をすることはできないということになってきました。そういうことできのうもご答弁させていただいたんですけど、まず、そういうことで進みませんでした。町としては、国も電線地中化進めておられますので、なるものや思っておったけども、いろいろな事情があつて進まなかったということで、これについては補助金がつかなかつた、ですから事業費も落とさせていただいた、については債務負担行為も落とすと、こういうことでございます。

伴委員 今後、またこういうこれに対してはまた、復活っちゃうか、これはどうですか。

副町長 これについては、きのうの建設水道常任委員会でもお答えさせていただいたんですけども、新年度予算に500万円の電線地中化の調査費をつけさせていただいております。これにつきましては、今、京都のほうで、モデル事業といたしまして、ちょうど先斗町、今、やっておられますわね。そんな大きく予算を使わなくてできる方法はございますので。

町としても、そのモデル事業にね、取り入れていただくように。このモデル事業になれば、この第7期の計画に載らなくても、モデル事業として、こういう地区で、歴史的町並みで道の狭いところで簡単に、簡単というか、大きなボックスを入れないでする方法、今、ございますので、そのモデル事業として繰り込んでいただきたいということで、この調査費を計上させていただいて、京都市さんも今、されておりますので、京都市さんにも勉強しに行つて、何とか。今、全国でもこの電線地中化、そういう簡単な、狭い道路に電線を入れるという、そういうNPO法人もございますので、そこらを研究しながら進めてまいりたいと考えております。

伴委員 新しいそういうものを勉強してもうてやっていただいたらええと思います。

続きまして、前のページの、5ページの、ここで、LEDのやつで、今、説明でも、東小学校のやつ、国のやつできなかったので来年度やるってというような。これ、斑鳩小学校でやっていただいて、それで東でと。これ、西があつて、それで東ということで。それで、その後、中学というような形で。これ、中学は、南が先か、こっち、こういうのはもう、計画は立てておられるんですかね、これ、順番っていいですか。

委員長 小城町長。

町長 LEDを採用するというので、斑鳩小学校から始まったんですけども、その明るる年から、その補助対象ができないということで1年延期して、2年目によく採択されて、この西小学校。ここにも補正組んでいまして、東小学校が採択されたと。次は、斑鳩中学か、南中学か、それは計画的に全てをやっていきますから。国が採択を、その補助をしていただければうちはやっていくという姿勢ですから。今現在は東小学校、これで小学校が終わるということで、あとは中学校。そして、問題のクーラー、空調をここ3、4年ぐらいにはやっていきたいという気持ちですから。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第8号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査について、(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 真弓生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、2. 継続審査、(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、報告させていただきます。

初めに、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。平成29年度の春季特別展の開催につきましては、町制70周年記念事業として、平成29年5月27日土曜日から7月2日日曜日までを会期とし、「斑鳩古塔展―聖徳太子ゆかりの古代寺院の仏塔―」と題して開催いたします。今回の展示会では、町内に所在します聖徳太子ゆかりの古代寺院である法隆寺及び若草伽藍跡、法起寺、法輪寺、中宮寺の5つの寺院における塔をテーマとして、それらに関連する考古資料や歴史資料の展示を通じて、仏塔だけでなくそれぞれの寺の歴史や伝承などについて紹介することとしております。

次に、斑鳩町文化財保護審議会の開催についてであります。今回の会議を来る3月28日に開催いたします。町指定文化財候補の調査として実施しております法隆寺若草伽藍跡中門推定地における発掘調査や大方

家文書などの歴史資料調査の概要について報告し、各分野の委員よりご指導、ご助言をいただく予定でございます。

次に、樋口文庫の開設及び開設記念式の開催についてであります。斑鳩町文化財活用センター長を務められました故樋口隆康氏のご遺族から貴重な歴史関係の図書の寄贈を多数受けていたところではありますが、本年度、そのうちの奈良県関係の発掘調査報告書などの図書につきまして、予算としては、（仮称）樋口コレクションとしてその整備に取り組んでまいりました。このほど作業が終わりまして、1,325冊の図書の整理ができたところであります。来る4月2日日曜日11時より、町立図書館聖徳太子歴史資料室におきまして、ご遺族をお招きし、樋口文庫開設記念式を開催し、ご遺族に感謝を申しあげますとともに、同日13時より正式に開設いたします。なお、これらの図書につきましては、町立図書館2階の聖徳太子歴史資料室において、順次入れかえながら展示してまいります。また、町立図書館のホームページなどで蔵書検索も可能となります。

それと、先ほどの町長のご挨拶にもございましたが、法隆寺若草伽藍中門推定地の発掘につきましては、前回の委員会でもご報告いたしましたが、現在のところ、顕著な遺構、遺物は見つかっていないところでございます。

また、史跡中宮寺跡の工事につきましては、あす、工期の終了を迎える予定でございますが、予定どおり終了する予定でございます。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについての報告でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑・意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員

この樋口図書ですか、のやつ、やっていただくのは非常にいいことやと思いますけども、そこの、もともと聖徳太子等にまつわるものが置いているところですね、正確な数字は別に結構なんですけども、前に私も行かせてもらったときに、人、結構入っているなと思ったんですけども、

利用状況については、どんな感じですか。大体で構いません。

委員長 今、わかりますか。 真弓生涯学習課長。

生涯学習
課長 細かい数字は、今、持っておりませんが、順調な利用はあると
ころでございます。

木澤委員 別に今回じゃなくて結構ですので、また、どこかの段階でですね、利
用状況について示していただけるようなものを出していただきたいなど
思いますので、お願いしておきたいと思います。

委員長 これはもう委員会でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長 真弓課長、それで準備していただけますか。委員会っていいますと、
今、3月やから、6月の委員会ぐらい、28年度の利用状況ということ
で出していただきたいと思いますが、よろしいですか。

真弓生涯学習課長。

生涯学習
課長 ちょっと今、手元にはございませんが、決算資料等でも出ておりますけ
れども、そういった形でもよろしいでしょうか。それとも、委員会のほ
うがよろしいでしょうか。

木澤委員 そうしたら、決算資料のほうで結構です。

委員長 お願いいたします。
ほかにはございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

(1) 斑鳩町の財務書類（平成27年度決算）について、理事者の報告を求めます。 福居財政課長。

財政課長

それでは、斑鳩町の財務書類（平成27年度決算）について、ご報告させていただきます。

資料1の1ページをごらんいただけますでしょうか。こちらでは、斑鳩町における財務書類の作成に関する経緯をまとめております。

斑鳩町では、住民の皆様への説明責任のさらなる向上と財政運営等への活用を目指しまして、平成20年度決算から、財務書類4表の作成に取り組んでおります。

この財務書類の全国の自治体の取り組み状況を見ますと、近年、複数の作成方式が乱立している状況にありまして、本町では、これまで、最も一般的で簡易的な方法である総務省方式改訂モデルという国の基準に基づき作成してまいりました。

このような状況の中、1ページの下から2行目から次の2ページにかけてのところでございますが、国において、平成22年から、現手法の検証や国際公会計基準等を踏まえた方策の検討が行われまして、平成26年4月に、固定資産台帳の整備と発生主義・複式簿記の導入を前提とする統一的な基準が示されました。そして、平成27年1月に統一的な基準による地方公会計マニュアルが公表され、統一的な基準による財務書類を原則として平成29年度末までに全ての地方公共団体で作成し、活用するよう要請されました。

本町では、国からの要請を踏まえまして、統一的な基準による公会計の導入に着手し、今回、平成27年度決算ベースで、概算で算出した数値もでございますが、一般会計のみを作成したところであります。

それでは、まず初めに、3ページをお開きいただけますでしょうか。

第2章、基本的事項についてでございます。

この財務書類4表作成に伴う効果につきましては、発生主義・複式簿

記の要素を取り入れ、資産・負債などのストック情報や引当金のような見えにくいコストを把握できること、また、資産・債務の適正な管理とその有効活用といった自治体の内部管理の強化が図れることであります。

さらに、統一的な基準による財務書類では、固定資産台帳の整備が前提となっておりますので、台帳の精緻化を進めていくことにより、物件ごとの取得原価を把握するとともに、物件の性質に応じた耐用年数を設定するため、資産の情報や減価償却費がより正確に把握することが可能となります。

また、全自治体統一の基準のため、類似団体と比較分析することが容易となりますので、これまで以上に町の特徴や課題を把握できるようになっていくことと思われまます。

次に、4ページの2の基本的な作成方針についてをごらんいただけますでしょうか。ここでは、財務書類4表の連結の目的など基本的な事項について、説明しております。

斑鳩町において、連結の対象範囲となる会計の種類につきましては、次の5ページの図表のとおりとなっております。今回の財務書類は一般会計のみを作成しており、連結にまでは至っておりませんが、次年度以降、統一的な基準への移行が完了した会計から、順次、連結対象に加えてまいりたいと考えております。

続きまして、6ページをごらんいただけますでしょうか。こちらは、財務書類4表の基本的な内容説明となっております、財務書類ごとに、昨年までの総務省方式改訂モデルからの主な変更点をまとめております。

まず、3番の貸借対照表についてであります。貸借対照表とは、一定時点、今回は、平成27年度末である平成28年3月31日において、町が保有する全ての資産とその資産をどのような財源で賄ってきたかを表したものとなります。大きな変更点といたしましては、有形固定資産の取り扱いの変更があげられます。有形固定資産の評価方法は、総務方式改訂モデルでは、過去の決算統計データの普通建設事業費の目的別決算額から取得原価を推計しておりましたが、統一的な基準では、原則として、固定資産ごとの実際の取得原価で評価をすることになっております。また、有形固定資産の勘定科目を土地・建物・工作物などの性質別

の表示に変更するとともに、新たに、工事未完成分を計上する建設仮勘定が新設されました。その他にも、計上区分の変更などがされております。

次に、4番の行政コスト計算書についてであります。行政コスト計算書とは、1年間、今回は平成27年度となりますが、その期間内の、資産形成につながらない、消費的なサービスに伴うコストを表しております。7ページに移っていただきまして、主な変更点としましては、経常行政コスト・経常収益の2区分から、臨時損失・臨時利益を追加いたしまして、4区分となっております。また、目的別分類の表示がなくなり、性質別の分類のみの表示となっております。

次に、5番の純資産変動計算書についてであります。純資産変動計算書とは、貸借対照表の純資産の部が1年間でどのように変動したかを表しております。主な変更点としましては、こちらの表では簡素化が図られておりまして、純資産の財源情報や財源内訳などを省略することとなっております。

次に、6番の資金収支計算書についてであります。資金収支変動計算書とは、1年間の歳計現金の収入・支出の動きを、その性質に応じて3つの区分で表しており、資金の増減を把握することができるものであります。主な変更点としましては、収支区分の表示名称を変更したこと、また、地方債発行収入を、性質に応じた区分での計上から、財務活動収支のみへ一括計上することとなっております。

次に、8ページをお開きいただけますでしょうか。こちらでは、財務書類4表の関係を説明しております。下にそれぞれの表の相関関係を図示しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

続きまして、斑鳩町の一般会計の財務書類4表の内容につきまして、端的にそのポイントを説明させていただきます。

13ページをごらんいただけますでしょうか。一般会計の貸借対照表でございます。

この表の左側の借方ですが、資産の部となっております。これまで形成してきた、土地、建物、道路等の有形固定資産と、投資及び出資金や基金などで構成されております投資その他資産、現金預金などの合計

で、一番下の行ですが、約301億2,200万円となっております。

右側の貸方では、上が負債の部となっております。地方債や退職手当引当金などにより、約113億2,800万円となっております。

その下の純資産の部は、先ほど申しあげました資産の部から負債の部を差し引いた金額となります。下から2行目になりますが、金額は、約187億9,400万円となっております。

次に、21ページをごらんいただけますでしょうか。一般会計の行政コスト計算書でございます。行政コスト計算書は、(1)経常費用、(2)経常収益、(3)臨時損失、(4)の臨時利益の4つの区分で構成されております。

まず、(1)経常費用ですが、一番上の行で、約82億4,800万円を計上しております。その内訳は、①の業務費用として、人件費や物件費などを合わせまして、約46億4,100万円、②の移転費用として、他団体への補助金、社会保障給付、他会計への繰出金などを合わせまして、約36億700万円となっております。

次に、(2)の経常収益についてであります。これは、行政サービスを受けるために住民の皆様にご負担いただく使用料及び手数料などを集計したものであります。約3億9,000万円となっております。この経常収益が(1)の経常費用のうちどの程度占めるかを表す受益者負担率は、4.7%となっております。

そして、(1)の経常費用と(2)の経常収益の差し引きが、中段にあります。Aの純経常行政コストでありまして、約78億5,800万円となっております。

この純経常行政コストに、(3)の臨時損失、(4)の臨時利益の増減を反映したものが、一番下の行のB 純行政コストであり、約78億5,600万円となっております。

次に、24ページをごらんいただけますでしょうか。一般会計の純資産変動計算書でございます。こちらは、貸借対照表の中の貸方にある純資産の1年間の増減を表した表になります。左上のA 前年度末純資産残高からそれぞれの増減を反映した金額が、左下のB 本年度末純資産残高となり、この金額が、貸借対照表の純資産と一致することになります。

す。

純資産の主な変動要因としましては、先ほどご説明いたしました行政コスト計算書にもありました、(1) 純行政コストの分の減及び(2) の財源としまして、内訳は、町税、地方交付税等の①税収等と、②の国県等補助金になりますが、これらの受け入れによる増、また、(6) の無償所管換等として、土地等の寄附による新たな資産の取得などによる増があります。

これらを合わせました結果が、(イ) の本年度純資産変動額ですが、純資産は、この1年間で約1億9,600万円減少いたしまして、一番下の行のB 本年度末純資産残高が、約187億9,400万円となったところであります。

次に、27ページをごらんいただけますでしょうか。一般会計の資金収支計算書でございます。こちらは、歳計現金における1年間の収支を表すものですが、3つの収支に区分し、それぞれの収支を見るものとなっております。

まず、一番上の業務活動収支では、町の経常的な行政活動に伴う資金収支を表し、その収支は、中段のAの業務活動収支のところですが、約4億1,100万円の黒字となっております。

次の投資活動収支では、公共施設の整備や基金・貸付金などの投資に伴う資金収支を表し、その収支は、B 投資活動収支のところですが、約2億5,400万円の赤字となっております。

その下の財務活動収支では、地方債の償還等に伴う資金収支を表し、その収支は、Cの財務活動収支のところですが、約1億6,200万円の赤字となっております。

これらにより、平成27年度の1年間で約500万円の資金が減少し、年度末の歳計現金の残高に当たりますF 本年度末資金残高は、約4億8,300万円となっております。

そして、これに歳計外現金残高を加えたJ 本年度末現金預金残高は、一番下の行でございますが、約5億7,200万円となっており、貸借対照表上の現金預金と一致することになります。

以上で、斑鳩町の財務書類4表に関する説明を終わらせていただきます

す。

統一的な基準による財務書類作成は、新しい方式ということもありまして、当町においても、特に固定資産につきましては、概算数値のものも多く、まだまだ精緻化が必要な状況ではありますが、年数を重ね、段階的に精度の高い財務書類を作成してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があれば、お受けいたします。ございませんか。

(な し)

委員長 私のほうから。27ページの表ですね、財務活動収支(8)－(9)、これ、(8)－(7)ではないんですか。

財政課長 そのとおりでございます。申しわけございません。これ、(8)－(7)です。

委員長 (7)ですね、これは。ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは次に、(2)斑鳩町と大阪芸術大学との包括的な連携協定について、理事者の説明を求めます。 安藤まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 まちづくり政策課より、斑鳩町と大阪芸術大学との包括的な連携協定について、ご報告を申し上げます。

長 現在、大阪芸術大学と包括的な連携協定につきまして、大学と協議を進めさせていただいております。現在、作品を募集しておりますいかるがの里フォトコンテストの審査を、同大学写真学科長の織作峰子氏に依

頼しております。また、斑鳩の里法隆寺マラソンに同大学の女子駅伝部をゲストランナーとして迎えるなど、交流を深めておるところでございます。

今後さらに、まちづくりや観光などの分野に広げ、大阪芸術大学と連携協定を図ってまいりたいと考えております。

以上で、斑鳩町と大阪芸術大学との包括的な連携協定につきましてのご報告とさせていただきます。よろしくお願ひ申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 いろいろなところといろいろな協定を結ばはるのは決して悪いことではないと思うんですけども、ただ、そうすることによって、いろいろまた新たな費用が発生したりとかですね、新年度予算なんかでも予算計上されている部分があるんですけども、そういうふうに費用負担がかさんでいくっていうことになってくると、これ、やっぱり協定をいろいろ結ぶっていうのもどうなのかなというふうに思うんですけども、町としてはそういうところはどうか考えてはるんですか。

委員長 池田副町長。

副町長 まず、費用負担がかかるということでございますけども、逆に言うたら、例えば費用負担は安くなるということになっておるんです。というのは、健康寿命の策定もやっています、向こうのほうで、保健センターで。これはもう畿央大学と締結やっていますので。あれを民間の業者に委託したら、アンケート等委託したら、ものすごく費用がかかります。でも、向こうの大学と連携しておりますので、非常に安い金額でさせていただきます。

今度の、例えばデザインでも、あれを例えば民間のデザイナーとかに、例えば奈良県のせんたくんみたいに、ああいうようなやったりとか、ものすごい金かかっていますので。

ですから、そういうの、大学と連携して、やはり安くあげたいと、このように考えておりますので。費用がかかるとは考えておりません。

木澤委員 効果がある部分については、それはそれで結構やというふうに思うんですけども、ただ、プロの人とか、こういう方にデザイン頼んでいくと、それはお金が発生しますので、私はあれ見て思ったのは、どういうものをつくるかっていうことも含めて、インターネット等で応募して住民さんから意見いただくとか、町内外からも含めての、そういうやり方もあるんじゃないかなというふうには思いましたので、そのことについては意見として申しあげておきます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、(3) 非常勤消防団員等の損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(案)について、理事者の報告を求めます。

加藤総務課長。

総務課長 それでは、(3) 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(案)について、ご説明をさせていただきます。

今回の政令の改正につきましては、一般職の職員の給与に関する法律が平成28年11月24日に公布され、扶養手当の支給額について、平成29年度以降、段階的に変更されることとなっております。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令におきましては、損害補償の算定の基礎となる額は、給与法の扶養手当の支給額をもとに定められていますことから、給与法の改正内容に準じ、補償基礎額に係る基準政令が改正されるものでございます。

改正の概要につきましては、補償基礎額の改正といたしまして、現行433円の配偶者に係る補償基礎額が、平成29年度は333円、平成30年度以降は217円に、また、現行217円の子に係る補償基礎額

が、平成29年度は267円、平成30年度以降は333円に改正されるものでございます。

次に、基準政令の改正予定につきましては、今月末現在の情報では、3月29日に公布、4月1日施行の予定となっております。

このことから、本町の消防団員の公務災害の補償を定めます斑鳩町消防団員等公務災害補償条例に規定しています補償基礎額について、政令の改正に準じ、条例改正を行う必要がありますことから、政令の改正のスケジュールの関係上、3月末付での専決処分を予定しておりますので、よろしくご理解いただきますよう、お願いを申し上げます。

以上、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（案）についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。木澤委員。

木澤委員 これ、発生しない場合は特に関係ないんでしょうけども、実際に、斑鳩町の消防団に所属されている方の家族構成とか考えると、影響がどんなふうになるのかなと思うんですけど。

総務課長 これ、一般職の給与の関係でも、ちょっと、若干ご説明をさせていただきましたけれども、基本的には、お子さん2人以上おられる場合については、補償基礎額が上がりますので、増額ということになります。お子さん1人ですとか、配偶者の方だけの場合につきましては、補償基礎額は下がるというような形になります。

木澤委員 実際の、実数っていうんですかね、実態では、今、わからないですか。

総務課長 実態につきましては、個々のそういった、こういった休業補償ですとか、いろんな補償がございますので、それに個々、個々、条件が異なりますので、一概にはちょっとお答えできないということでご理解いただきたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 ほかに理事者側から報告しておくことはございませんか。
安藤まちづくり政策課長。

まちづく それでは、まちづくり政策課より、斑鳩町文化振興センター、いかる
り政策課 がホールの休館予告につきまして、ご報告を申しあげます。

長 平成9年9月に開館しましたいかるがホールにつきましては、本年度
20年という歳月が過ぎ、今日まで多くの皆様に本町の文化拠点施設と
して利用いただいているところでございます。その中で、利用者の皆様が
快適に施設を利用いただくため、施設・設備等の定期的な維持管理に
努め、適宜、機器機材等の更新を行ってまいりました。

大ホール・小ホールの空調設備につきまして、機材等の更新を実施し
てまいりましたが、このたび、大規模な更新時期を迎え、平成30年度
に空調設備更新工事の実施を計画しております。この工事計画工期とい
たしまして、平成30年10月から翌年3月までの間において計画させ
ていただいております。

つきましては、更新工事期間中において、大ホール・小ホールのみを
休館させていただくことをご報告させていただきます。

使用申し込みは、大ホールは1年前から、小ホールは9か月前から申
し込みができますことから、この休館に伴いまして、大ホール及び附属
設備の申し込みについて、本年9月から受け付けを停止し、また、小ホ
ール及び附属設備の申し込みについて、平成30年1月から受け付けを
停止させていただきます。受け付けの再開につきましては、大ホール及
び附属設備では、更新工事が完了する平成31年4月の前1年となる平
成30年4月からとし、小ホール及び附属設備では、前9か月前とな
ります平成30年7月から再開させていただきます。

なお、利用者に対しましては、広報紙、ホームページ、いかるがホー

ルステージあらかると、館内表示等あらゆる媒体を用いまして、周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

利用ご希望の皆さまには大変ご不便をおかけすることとは存じますが、大規模な更新工事が必要となることをご理解いただきまして、更新工事が終了した後においても、より一層努力を重ねまして、いかるがホールが文化発信拠点施設となり、皆様に継続して愛される施設となるよう、適正な維持管理に努力してまいりたいと考えております。

以上で、斑鳩町文化振興センター、いかるがホールの休館予告につきましてのご報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 ほかにごいませんか。

(な し)

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。木澤委員。

木澤委員 周知は十分にしてくれはると思うんですけども、毎年定期的に利用していただいている団体さんなんか、あると思うんです。そういう方は、例えばほかの中央公民館等でやりたいとかいうときに、これ、いかるがホールやったら1年前から申し込みできますけども、今、公民館等はそうっていないと思うんですけども、そういう配慮とかは考えてはるんですかね。

まちづく
り政策課
長 今のところですね、それぞれの団体様の自主的なご判断にお任せしたいと思っております。以上です。

木澤委員 大ホールで、いかるがホールの大ホールなんかの規模やと、町内の施設やったら代替するところはちょっとないんですけども、小ホールでしたらね、中央公民館の大ホールとかで規模的にはいけるのかなと。作りは違いますけどね。だから、コンサートするとかには向いていないと

は思いますけども。ただ、そういう相談があったときには、ちょっと配慮していただきたいなと思いますので。

何か首かしげてはります。

委員長 池田副町長。

副町長 配慮、配慮言われましてもね、どういう配慮。その人を優先したら、また公民館常に使うてはる人はね、怒られますので。やはり連絡はさせて、休館の連絡、そして、その方にはこういうところ、町内はこういうところありますよというのは、当然、町内の人は知っておられますからね、そういうことはお知らせします。そういう配慮をさせていただきますけども、優先的に公民館使えとか、そういうことはしたら、また町民同士もめますので、そういう配慮はいたしません。ですけども、お知らせについても十分配慮はいたします。

委員長 ほかにございませんか。 伴委員。

伴委員 私、今、この話聞かせてもうて、ちょうど、成人式、ちょっと気になりますけど、中央公民館でも成人式が行えると考えておられるんですかね。どんな感じか。

委員長 清水教育長。

教育長 いかるがホール移るまでは、中央公民館で実施しておりました経緯もございます。この間は、多分、中央公民館で実施するという形になると思います。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。

次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見等があれば、お受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 ちょっといくつかお尋ねしたいんですけども、1つはですね、コミュニティバスのアンケートに関する事なんですけども、予算委員会等で説明してはったときには、一般質問やったかな、今、乗車してはる方にご意見をお聞きするのと、あと、それ以外にも意見があったときには対応していくという言い方してはったと思うんですけども、私、以前から言うていますように、今、乗らなくなってしまった方とかいう方の意見もきちっとお聞きできるように、無作為アンケートですね、を実施していくべきじゃないかなということで、新年度予算に計上されるのかなと思っていたんですけども、それはなかったんですけども、これは町のほうとしてはどういうふうに考えたんでしょう。

委員長 谷口総務課参事。

総務課参事 コミュニティバスについてのアンケートについてでございます。今、おっしゃいましたとおり、利用者については、2月に車内アンケートのほう、実施をさせていただいたところでございますけれども、そうですね、そういったことから、29年度におきましては、今まで現在、新たな需要を取り込めていないということで、現在の利用状況を見ますと、そういった課題が出てきているということから、29年度におきましては、まず、利用促進施策というものを検討していきまして、利用者増を図ることが大事ではないかというふうに認識をしているところでございます。利用されていない方も含めました、今、委員おっしゃいましたような、幅広い層への、例えば無作為抽出といったような形のアンケート調査のほうは、必要であると認識はしておりますけれども、まずは利用促進施策を図りながら、地域公共交通会議のほうにおきまして、そういったアンケートの実施時期等につきましても検討してまいりたい

というふうに考えております。

木澤委員 これまでの議論聞いていますと、町のほうとしても問題認識はされているというふうに思うんですけども、ただ、利用促進施策を検討するのにも、やっぱりいろいろな方の声を聞いて検討するべきかなというふうに思いますので、それについては、町のほうとして、時期をどうするのにかつていうふうに検討もされているようですから、それ、加えて、検討いただきますように要望しておきたいと思います。

それとですね、次に、初日の総括質疑のときに、予算の総括ということとでさせていただいたんですけども、集会所の整備ですね、その際に、解体費用の基準を設けるべきではないですかということとで申しあげていたんですけども、一定、答弁はいただいてきましたけども、これについて、改めてお聞きしたいなと思うんです。

委員長 谷口総務課参事。

総務課参事 集会所整備費補助金の解体費についてでございますけれども、こちらのほうにつきまして、今、委員おっしゃいましたように、初日の総括ですね、そのときに部長のほうからも、お答えのほう、させていただいておりますが、既存建物の解体につきましては、それぞれの建物の構造でありますとか、あと、立地の場所、さらに、その他施設の状況等によりまして、かかる費用もさまざまでございますことから、一様に基準を設けることはできないというふうに考えております、以上です。

木澤委員 私も、建築に携わっている方にもちょっと聞きますと、確かに難しいとはおっしゃっていたんですけども、そうすると、その解体費用が適正かどうかという判断ですね、それをどういうふうにしたらいいのかなというふうに思うんですけども。

総務課参事 現時点で予算化するときにおきましては、整備計画書に1社の見積書を添付されて、出されてきたものに基づきまして、予算化のほうの措置

を対応させていただいているところでございますけれども、今後、自治会のほうにおきまして、この予算が通りましてですね、自治会のほうにおきまして交付申請される段になりますと、2社見積もりを提出していただきまして、自治会の総意であるという証明書もつけていただきました上で出していただくということになります。

十分自治会の中で精査もしていただきまして出していただきますし、加えて、町のほうにおきましても、その価格が適正なものであるか十分な審査をさせていただいて交付決定をするということになっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

木澤委員

ちょっと誤解のないように先言うておきたいんですけど、別に、私、今申請されているところが何かおかしいとか、そういうことを一切言うているわけではございません。

町の考え方としてですね、今、町のほうで審査十分にしていきますっておっしゃいましたけども、その経過であったりとか、基準、基準は統一的なものは設けられないっていうふうにおっしゃいましたけども、それがやっぱりわかるような形でお示しいただきたいなど。それが適正、審査をして適正であったっていうことを客観的に判断できるものがないと、今、口頭で、十分に審査していますというふうに言うていただいても、それ、我々としても確認のしようがないんですけども。そこはどう判断したらいいんでしょうか。

委員長

池田副町長。

副町長

先ほども質問者がおっしゃいましたように、解体については、やっぱり非常にいろいろな要素が入ってきますので、一定の基準というたら、例えばもう、簡単にね、わかりました、はい、坪10万にしますと言うたときに、今度、自治会がね、その3分の2、町、負担しますけど、自治会の負担が大きく、その自治会によってはね、設備が、前の集会所、間取り細かくて、設備も多い、あと、基礎も頑丈なのやっておられるようになっておりますわね。こういうところやったら、非常に加算されますの

で。ですから、非常に難しいと答えておるんですわ。

基準、基準というのは、基準は、それはつくりたいんですけども、簡単にはつukれないことをご理解いただきたいんですわ。このおいしいメロンパン、何で300円やねん、こっち何で100円やねん、この基準はどないなってんねん言われても、それは、こっちおいしいと言わなしゃあないと、それと同じだと思っんです。非常に難しいことをご理解、わかりますけども、ご理解いただきたいと。

うちはね、何かええ方法考えますけども、考えますけども、すぐにそんな基準というのは見つけられないということで、ご理解をいただきたいと思っんです。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前10時30分 休憩)

(午前10時31分 休憩)

委員長 再開いたします。

池田副町長。

副町長 この補助金については、まず、上限がございます、2,000万という。それで、町負担はそのうちの3分の2になっておりますので、3分の2で上限が2,000万となっておりますので、それを超えた分は全て負担されますので、仮に解体費が高い見積もりもらわはったらこっちの建築費で損をされるということで、上限はなっておりますので。それらを踏まえた中で、自治会のほうで十分、見積もりをとって、安い業者を選ばれると、そのようになっておりますので。

木澤委員 今の段階で、解体費も含めて上限を設けていて、建設費を圧迫するような解体の費用計上はしてこないだろうということを、客観性って言うんですかね、持たせているということで理解しておきます。

また、副町長、ええ方法考えるって言うてくれはったので、基準を設

けるかどうかは別にしてね、またきちんと客観性を持てるような要綱になっていますよとするか、また何か考えてほしいと思います。

そうしたら、次、もう1点ですね、学童保育のことなんですけども、今、この北側、役場の北側に黎明保育園さんできて、町内の方でもそちらに行かれています方が結構いらっしゃると思うんです。学童保育の次年度に向けての説明会の日が黎明保育園さんの卒園式の日とかぶっていて、説明会に、黎明保育園に子どもさんを預けてはる保護者の方が参加できないというようなことをちょっと聞いたんですけども、それはどうなっているんでしょうかね。

委員長 真弓生涯学習課長。

生涯学習課長 説明会につきましては、当然、日の設定はさせていただいておりますけれども、その日に参加できない方、当然おられますので、その方々には、個別にも対応はしておりますので、そういった形でご提案させていただきたいと考えております。

木澤委員 実際に、事前に、例えばですね、卒園式の日を確認して調整するということはできなかったんですかね。

私、以前にも、学童保育、保育園から小学校に上がる際に、学童保育の状況なんかがよくわからないということで、保護者の方、非常に不安に思っはりまして、それについては、町立の保育園の方の説明会にあわせて黎明さんのほうからも、黎明に通わせてはる保護者の方も参加できるようにしてほしいということでお願いはしていたと思うんですけども、そこがちょっと、新しく生涯学習課のほうに担当がかわって、調整がうまくいかなかったのかなとちょっと思ったんですけども。そこはどうなんですか。

委員長 清水教育長。

教育長 今回、そういった形で重なってしまったということでございますけれ

ども、今、課長が申しあげましたように、その説明会でしか説明をしないということでは決してございません。ご理解いただいていると思えますけれども。その都度、問い合わせがあればですね、丁寧に対応して、ご説明させていただいている中でございますが、おっしゃったように、少なくとも、隣接する保育園等々ございます。私学の幼稚園に行っておられる方がどれだけ利用があるかということもございますけれども、そういったことについては事前に日程を調整する必要があるというふうに考えていますので、今後また注意してまいりたいと思っています。

委員長 ほかにございませんか。 小林委員。

小林委員 町のホームページについてなんですけれども、新しくなって1年、この間、いろいろな答弁いただいた中でですね、職員さんでも気軽に、修正というかですね、投稿できるようにしますということでご答弁いただいて、新しくなったと思うんです。

この1年見ていきますとですね、ホームページの一番初めのところにカレンダーが掲載されているんですけども、そこに全く町の情報が記載されない月もあつたりですね、3月は1件だけ載っていたりとですね、何か、ホームページに載っているカレンダーをですね、町としてはどういうふうに活用されていくのか。僕的にはですね、一定の方向性、観光に特化するカレンダー情報とかをすとかですね、何か、どういうふうに新年度考えていかれるのか、ちょっと、1回、確認させていただきたいと思います。

委員長 安藤まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 昨年の4月にリニューアルしたホームページでございますけれども、このホームページのちょうどカレンダー部分につきましてですね、入力を試みているんですけども、少し、ちょっと、入力しにくい部分がございます、現在、システム会社と調整中でございますので、今後、システム会社と調整しながらですね、活用を図ってまいりたいと考えてお

ります。以上です。

小林委員　もう1年経ちますのでね、早急に改修していただきたいと思います。
また、そのときにですね、どういうふうな方向性でカレンダーを使用されるのか、また報告いただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

委員長　ほかにございませんか。　木澤委員。

木澤委員　ちょっともう1点忘れてた。
教育長、さっき、学童やったら調整すると言うてくれはったので、それはそれでお願いしたいんですけども、案内の際に、町立の保育園にいはる人には、それぞれの家庭用で、ペーパーで案内しはるんですかね。今回、延長保育を、時間延長、実施されるっていうことで、それは広報には載せて案内はしてもらったんですけども、黎明保育園に行っはるお母さんがですね、全然知らなかったということで、町立保育園に行っはるお母さんからそういう制度があるっていうのを聞いて、慌てて申し込みはされたそうなんですけども。だから、町立保育園にはちゃんと案内がいつているけども、黎明保育園にいつていなかったのかなというふうに思っ。そこはどんな対応してはったのか、ちょっと確認したいんですけども。

委員長　真弓生涯学習課長。

生涯学習課長　おっしゃるとおり、保育園、それから、現在、学童保育をご利用の方、兄弟等の関係もございますので、そちらには案内差し上げましたし、それから、当然、毎日とは限りませんが、来られておられますので、迎えにも来られますし、その方が聞かれる可能性もあるということで、そういうことで案内をしておりましたけども、今ご指摘の、その私立保育園、幼稚園に関しては案内をしていない、個別にはしていないところです。これも限界ございますので、もちろんしたほうがよろしいんでしょうけ

れども、広報等でご確認いただきたいなというふうには考えております。
以上です。

木澤委員　私も全部には案内するの無理、難しい、個別にはね、と思いますけども、特にこの黎明保育園さんについては、もともと保育園に入らる募集をするときにもですね、黎明保育園も入れて第3次までということで町もきちっと位置づけていますし、新しく、だから今来てはる学童保育の利用者さんにはそういう対応できるんでしょうけども、新しくやっぱり入らる人で、しかも新制度やということで、そこはよくよく周知等の徹底をしていただきたいなと思いましたので。

やっぱりそのすぐ近くですからね、黎明保育園さんも入れて、やっぱり対応していただきたいなというふうに思いますので、お願いしたいなと思うんですけども。

委員長　小城町長。

町長　今、木澤委員おっしゃるように、私立で黎明保育園をここで設置をするということで、設置をしたら、結局、何人来られるかっちゃう、ひとつの問題があったと思います。恐らくそんなに来ないだろうということで、町立の、公立の、あわ、たつたへ行かれるという見通しを皆さんされていたと思います。私は、ある程度やっぱり、黎明さんができたら黎明へ来られるということは思って、もう2年なってきたらですね、もう3年目ですけども、やっぱり150人。

そういうことを考えますと、やっぱりそういう連携をどうしていくか。今、真弓課長が言ったように、やっぱりそういうものが、前まではこの学童の関係等は厚生の方でやっていたから。今度、教育委員会のほうに学校の関係、施設つくりますからね。そこらを調整をしなかったら、やっぱりこの29年度でそういうものを把握して、そしてどういう連絡をするのかということをやったり、仮にこの黎明も、私側の園もですね、所長とか呼んでですよ、やっぱりそういうこともやっていかなかったら、なかなかコントロールできないと思いますので、29年度中にそ

ういうものを明確にしていきたいと思っております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。

それでは、継続審査案件につきまして、お諮りいたします。

お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとしてこのように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、閉会に当たり、町長の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

(町長挨拶)

委員長 これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午前10時44分 閉会)